



企業とソーシャルセクター間の円滑な資金供与に向けて

——「共助成長社会」の実現に向けた資金面での処方箋——

2026年4月

一般社団法人 インパクトスタートアップ協会
特定非営利活動法人 新公益連盟
公益社団法人 経済同友会

目 次

1. はじめに	2
2. 企業収益の動向とNPOの経営状況	3
(1) 企業収益の動向	3
(2) NPOの経営状況	5
3. 企業からソーシャルセクターへの資金供与の現状と課題	5
(1) 現状の企業からソーシャルセクターへの主な資金供与方法	5
①企業の手元資金の活用	5
a. 寄附	5
b. 出捐金	5
c. 貸付金	6
d. 公益信託	6
e. 企業版ふるさと納税	6
②企業が有する自己株式の活用	6
(2) 現状の資金供与方法の課題	6
4. 企業とソーシャルセクター間の円滑な資金供与に向けて	7
(1) 「基金」の創設	8
(2) コーポレートガバナンス・コードの改正	9
(3) 法律・税制改正	9
①公益目的での自己株式処分手続きの創設	9
②企業からの寄附金増に向けた税制改正	10
5. おわりに	11

1. はじめに

経済同友会では、「共助成長社会」——最先端テクノロジーを、生きる力に変えていく——を掲げ、国際情勢の変化が激しい中でも日本が自律性を高く保ち、国民同士が互いに助け合う思いやりを持ち、世界の人材や資本を惹きつける力のある国であることを目指している。そのためにも、「持続的で力強い成長」とともに、誰かの困りごとを自分たちの課題として捉え、手を取り合って解決していくといった「共助」の輪から生まれる成長こそが私たちを本当の意味で幸せにしてくれる社会と考えている。

ここでいう誰かの困りごと、つまり社会的課題について一例を挙げると、わが国では貧困が進み、子どもの9人に1人が貧困といわれているほか、居場所のない若者も全国に22万人いるといわれている。こうした社会的課題については、ソーシャルセクターの団体（以下、「ソーシャルセクター」）が課題解決に向けた活動の中心を担っている。

ソーシャルセクターの活動資金は寄附金や助成金を中心だが、こうしたソーシャルセクター向けも含めたわが国企業の寄附金は、2023年度で1.4兆円と名目GDPの0.2%程度と極めて低水準に留まっている¹。また、個人も含めた寄附金全体の規模は2020年の時点で、個人の寄附金（ふるさと納税を含む）が1.2兆円²、同時期の企業の寄附金が0.9兆円、合計2.1兆円と同年の名目GDPの0.4%に過ぎない。参考までに、アメリカの2024年の寄附金（個人・法人等）は5,925億ドル（93.5兆円³）と名目GDP比2.0%の規模となっている。比較年の違いはあるものの、アメリカに比べて、日本の寄附金は経済規模対比、非常に少ない状況にあることがわかる。

¹ 国税庁「会社標本調査」。企業が寄附金として経理処理した金額（企業版ふるさと納税も含む）。

² 日本ファンドレイジング協会「寄付白書プラス2024」。

³ 2024年12月末の東京マーケットの円／ドルの17時時点（157円89銭）で換算。

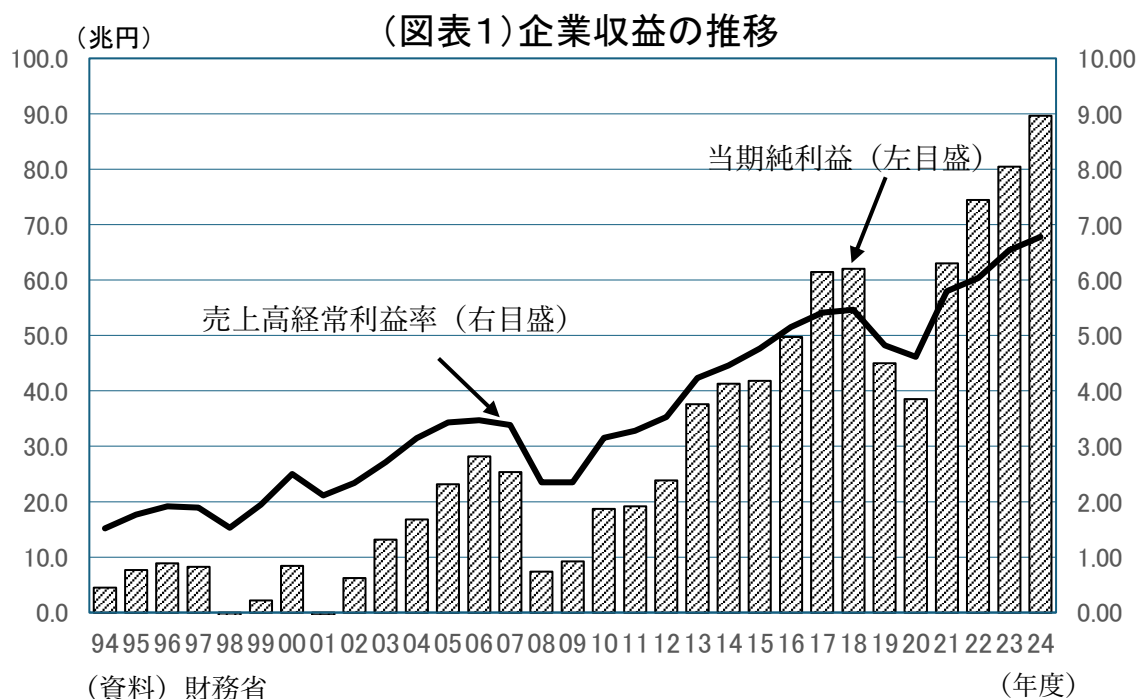
本提言は、企業からソーシャルセクターへの資金の流れを円滑にする方策として、インパクトスタートアップ協会、新公益連盟および経済同友会の3団体による共同提言として、以下の4点を提示する。

- 一般社団法人の「基金」を設立して、企業から出捐金（企業と約束した期限までに返還する資金）や寄附金を募り、これら資金を元手にNPOなどソーシャルセクターに資金を供与する。
- コーポレートガバナンス・コードに企業経営者が公益的活動に向けた資金アロケーションの検討をする動機づけを行う項目を追加する。
- 会社法で公益目的に限って企業が有する自己株式の処分を簡素化する手続きを創設する。
- 寄附金税制を拡充して、企業のインセンティブを高める。

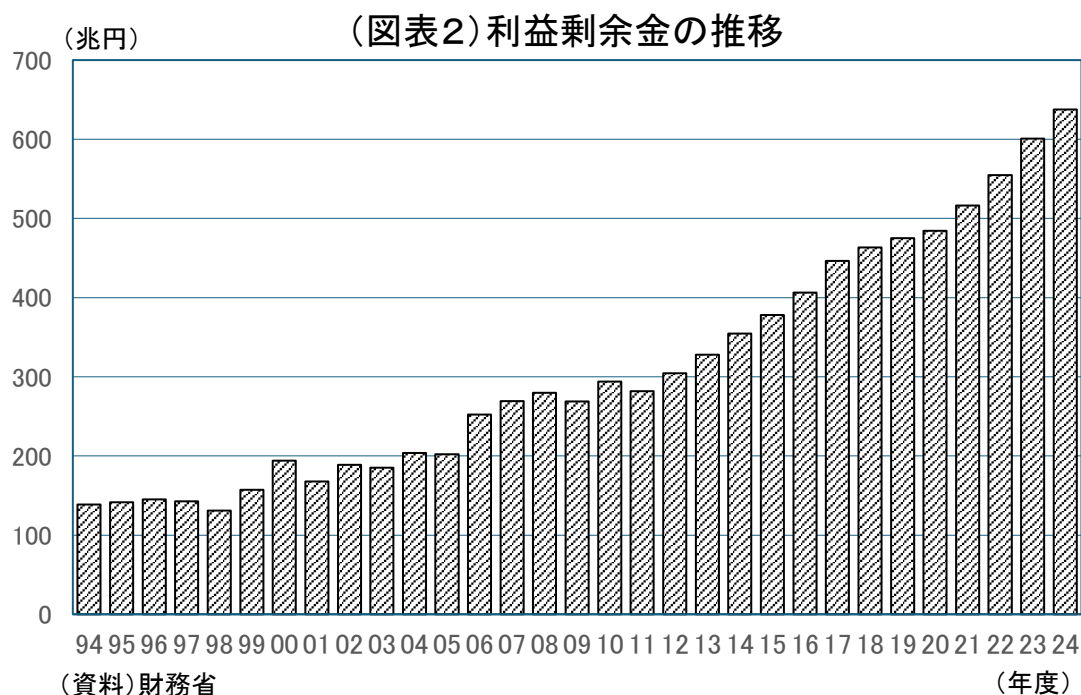
2. 企業収益の動向とNPOの経営状況

(1) 企業収益の動向

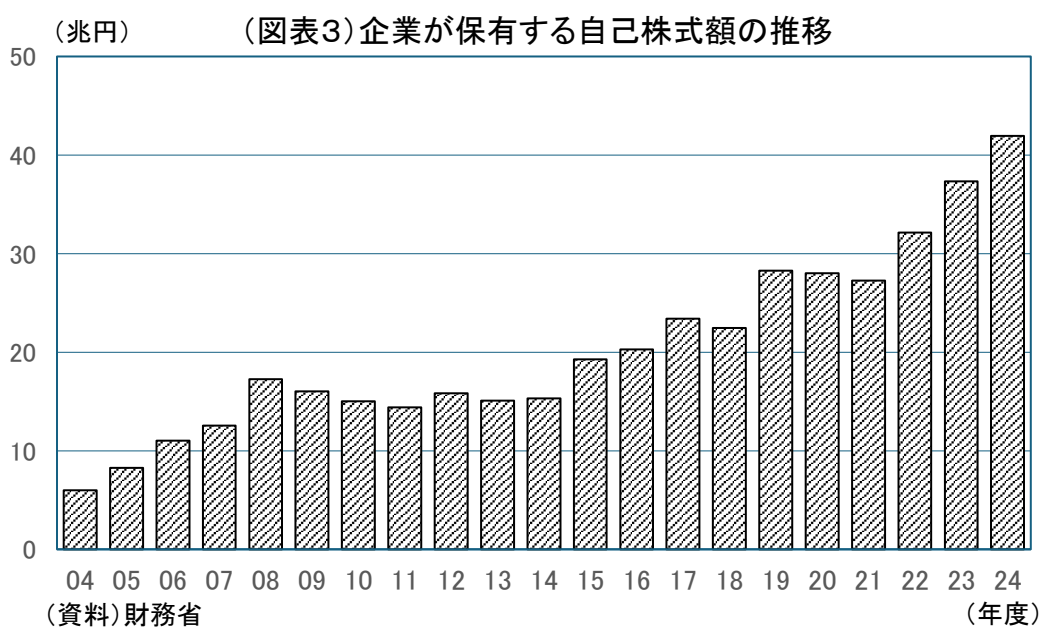
企業収益の動向をみると、直近の売上高経常利益率、当期純利益は、既往ピークの水準となっている（図表1）。



企業が稼いだ利益の蓄積である利益剰余金をみると、24年度末で638兆円とわが国の名目GDP（24年度：617兆円）を超える規模にまで積み上がっている（図表2）。



企業が保有する自己株式額をみると、2001年の商法改正（自社株取得の数量規制や取得目的制限をなくすなど会社関係の改正）もあって、それ以降は増加傾向をたどり、24年度末では42兆円となっている（図表3）。



(2) NPOの経営状況

NPOの経営状況を内閣府の調査⁴からみると、以下のような特徴がみえる。

- 「主たる収入源」では、「個人や民間（企業）からの寄附金（25.3%）」、「行政からの助成金・補助金（14.3%）」と寄附金や助成金が中心となっている。
- 「各法人が抱える課題」では、「人材の確保や教育（70.6%）」に次いで、「収入源の多様化（54.8%）」が挙げられている。
- 「企業等との連携面での課題」では、「企業等および企業等の社員からの寄附の受入れ（64.6%）」、「企業等からの助成金の申請・受入れ（53.3%）」と企業からの寄附金・助成金を課題に挙げている。

3. 企業からソーシャルセクターへの資金供与の現状と課題

(1) 現状の企業からソーシャルセクターへの主な資金供与方法

現状の企業からソーシャルセクターへの主たる資金供与の方法は、以下のとおり、①企業の手元資金の活用、②企業が有する自己株式の活用が挙げられる。

①企業の手元資金の活用

a. 寄附

企業がソーシャルセクターへ行う寄附金。寄附金は財務上、損益計算書の営業外費用などで全額を処理する（寄附先からの資金返還はなし）。

b. 出捐金

企業がソーシャルセクターへ出捐金（しゅつえんきん）を拠出する方式⁵。

⁴ 2023年度「特定非営利活動法人に関する実態調査」。「主たる収入源」は選択肢から1つ回答、「各法人が抱える課題」は「3つまで複数回答」、「企業等との連携面での課題」は複数回答の結果。

⁵ 寄附金が寄附先からの返還がないことに対して、出捐金は企業とソーシャルセクター間での金銭消費貸借契約などに基づく契約であり、両者の合意の下での資金返還もあるスキーム。

c. 貸付金

企業が直接ソーシャルセクターに有利子または無利子で融資する方式。企業が融資した資金は、金銭消費貸借契約に基づき、約定期日までに返済される。

d. 公益信託

信託銀行が公益目的の信託商品として提供している「公益信託」を使って、企業は信託契約を締結して公益目的向けの資金を拠出する方式。

e. 企業版ふるさと納税

企業が「企業版ふるさと納税」（正式名：「地方創生応援税制」）を使って利益の一部を自治体に寄附し、社会的事業に活用する制度⁶。

②企業が有する自己株式の活用

企業が保有する自己株式の一部を、(a)「1円」等で信託銀行に第三者割当のかたちで事前に企業が定めたソーシャルセクターを受益者にする「他益信託」を設定、(b)信託銀行は当該株式から生じる配当金を受益者に交付する、というスキーム⁷。

(2) 現状の資金供与方法の課題

(1) 記載の資金供与方法の課題を整理すると、以下のとおり。

⁶ 詳しくは、インパクトスタートアップ協会、新公益連盟、経済同友会による「『企業版ふるさと納税』の活用促進に向けた提言」（2024年7月）参照。なお、寄附方式同様、損益計算書の営業外費用などで全額を処理し、資金は返還されない（ただし、一定の税控除が適用可）。

⁷ 例えば、ユニ・チャーム株式会社（学校法人の活動に対する賛助を目的）、トヨタ自動車株式会社（NPOや研究機関等が行う取り組みへ助成することで、よりよいモビリティ社会の構築を目的）、株式会社アシックス（運動・スポーツを通じた支援を提供する団体への助成等）などが実施。

資金供与方法	課題
寄附金	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄附先によって複雑な税制優遇制度⁸ ● 企業が寄附先のソーシャルセクターを探す必要
出捐金	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金供与方法として馴染みが薄い ● 貸金業法との問題（反復継続して行った場合など）
貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は有利子貸付の場合に利息相当分への課税が生じる ● 企業が無利子貸付や市場金利比低い貸付金利で実行した場合にみなし課税リスクがある ● 貸金業法との関係
公益信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益信託の受託機関が受益者を探す必要
企業版 ふるさと納税	<ul style="list-style-type: none"> ● 本社所在地への企業版ふるさと納税が認められていないこと ● 企業版ふるさと納税の税制優遇は税額控除が最大となる寄附額に上限（課税所得の1%）があること
自己株式の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己株式の処分について、会社法第 199 条に基づく株主総会での特別決議が必要

4. 企業とソーシャルセクター間の円滑な資金供与に向けて

企業はさまざまな方法でソーシャルセクターへ資金供与を行っているものの、現状の方法には課題も多く、結果として企業の寄附金が低水準にとどまっている。こうした状況を改善すべく、今後、経済同友会として企業とソーシャルセクター間の円滑な資金供与に向けて以下に取り組む。

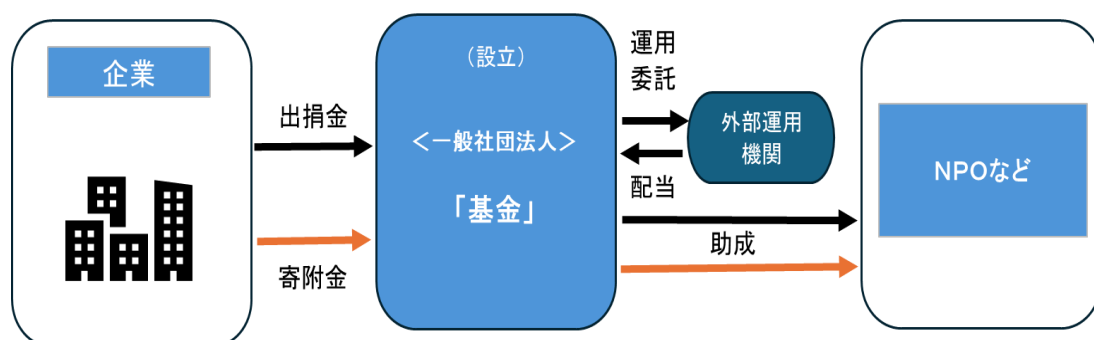
⁸ 企業が「特定公益増進法人」や「認定特定非営利活動法人等」に寄附を行った場合の損金算入額は、以下の計算式で算出する。

$$\begin{aligned} \text{一般寄附金} &: ((\text{資本金} + \text{資本準備金} \times 0.25\%) + (\text{所得金額} \times 2.5\%)) \div 4 \\ \text{別 枠 分} &: ((\text{資本金} + \text{資本準備金} \times 0.375\%) + (\text{所得金額} \times 6.25\%)) \div 2 \end{aligned}$$

(1) 「基金」の創設

経済同友会は、インパクトスタートアップ協会・新公益連盟とも連携して「基金」（一般社団法人）を設立して企業から出捐金（企業と約束した期限までに返還する資金）や寄附金を募り、これら資金（出捐金については外部委託で運用して得た配当金）を元手にNPOなどソーシャルセクターに資金を供与していく（図表4）。

（図表4）「基金」のスキーム図



経済同友会が中心になってこうしたスキームを立ち上げる理由は、①首都直下をはじめとした大規模災害の発生が予想される中、実際に発生した場合に活動するNPOへの資金供与を積極的に行うこと、②通常時は、社会的に大きな苦難に直面している「子ども・若者」の支援を積極的に行うこと、である。もちろん、今後の「基金」の資金規模次第で「子ども・若者」以外の分野への資金供与も視野に入れている。

また、他の基金との違いは、①経済同友会が中心となって設立された基金であることから、運営面で「信用」に加えて、「中立性」、「公平性」、「公正性」も担保されること、②経済同友会・インパクトスタートアップ協会・新公益連盟との連携関係を通じて、ソーシャルセクターの資金ニーズの的確な把握による迅速な資金供与が可能なことなどが挙げられる。

今後、「基金」の設立に向けて、経済同友会では新公益連盟、インパクトスタートアップ協会と連携して、基金創設に向けた検討を進め、実現を目指していく。

(2) コーポレートガバナンス・コードの改正

コーポレートガバナンス・コードについて、企業の資本政策における規律と社会価値創造への戦略的な取り組みを両立させるため、「様々な経営テーマに対してどのように資金を投じるかの開示」を推奨するとともに、その経営テーマの一つに、「企業のパーパス実現に資する社会課題解決のための貢献活動」を盛り込むことで、企業経営者が公益活動に向けた資金アロケーションを検討する動機づけ⁹とともに企業の役職員による社会貢献活動への参加を促す。

(3) 法律・税制改正

①公益目的での自己株式処分手続きの創設

現行の会社法では、企業が自己株式を利用して社会課題の解決に取り組む場合でも自己株式の処分内容などについて株主総会の決議を経なければならない（会社法第199条）。一方で、取締役会設置会社が市場から当該株式会社の株式を取得することについては、「取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる」（会社法第165条第2項）としている。

現状、企業が自己株式を公益目的で処分する場合、発行済株式総数比（希薄化率）も1%未満の水準であり¹⁰、株主平等原則の逸脱や経営支配権の恣意的な変更につながる可能性は低いと考えられる。このため、取締役会設置会社が公益目的で自己株式の処分を行う際は、取得時と同様、「取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる」と法制化することで、公益目的に限って定款の定めにより取締役会の決議で自己株式の処分ができることになれば、今後の公益目的での自己株式の利用に弾みがつくと考えられる。また、定款には、①公益目的の範囲、②処分可能な自己株式の上限（希薄化率や発行済株式総数比1%未満など）、③処分価格、④取締役会が処分を決定した場合の開示方法などを記載することで株主保護と透明性を担保する。な

⁹ 金融庁の「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」で示されている現在の改定案には、「取締役会は、自社の経営戦略や経営計画を踏まえ、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に繋げるために適切なリスクテイクとなる経営資源の配分が実現されるよう、現預金を投資等に有効活用できているかを含め、不断に検証を行うべきである。」と企業に現預金の有効活用を促す内容となっている。

¹⁰ 脚注7の例でユニ・チャームは発行済株式総数比（希薄化率）0.034%、トヨタは同0.87%、アシックスは同0.92%と1%未満。

お、定款の変更は株主総会の特別決議によることから（会社法第 466 条）、自己株式の処分にかかる定款変更の事前承認が株主の意思表示の機会を担保する点で株主権利の保護を実現している。

②企業からの寄附金増に向けた税制改正

現在の寄附金税制では、企業は寄附金のうち損金算入される割合が低い年で 20%程度、高い年で 60%程度となっている（図表 5）。

企業にとって、寄附金の税制優遇はインセンティブの一つとなることから、損金算入額を拡大すべく、以下の政策を提言する。

a. 現行の寄附金税制は引き続き存置する。

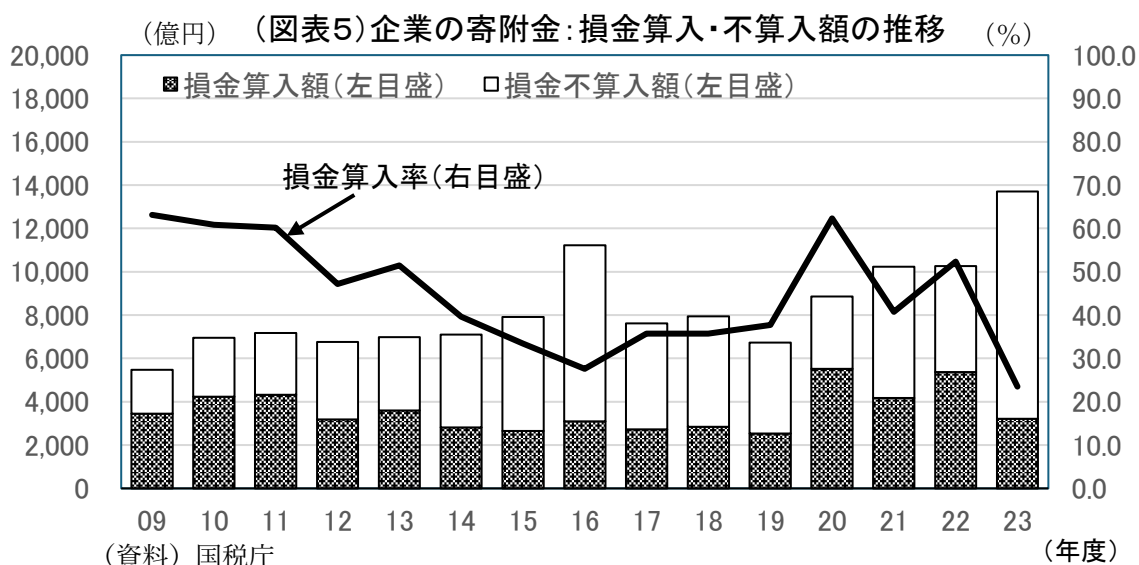
b. その上で経済同友会としてはアメリカの寄附金税制を参考に、新たに「現在の税制優遇可能な寄附先への寄附であれば、課税所得の 10%まで損金算入が可能」かつ「その年に損金算入できなかった寄附金について、翌年度以降 5 年間の繰越控除が可能」という簡素な寄附金税制を提言する。

「現行の寄附金税制に基づく損金算入」か「課税所得 10%までの損金算入と翌年度以降 5 年間の繰越控除」のいずれかの優遇措置を選択するかは、規模や資本金、当該年の寄附金のボリュームなどを勘案して企業が判断することに委ねることとする。

* b の税制優遇制度を設ければ、例えば、コロナ禍や災害時に多くの寄附金が必要となった場合には控除率を柔軟に引き上げることで、危機時の資金ニーズにも貢献する仕組みとなる¹¹。

** 「企業版ふるさと納税」については、「本社所在地の自治体に対する使用用途指定型納税」などの政策要望を、インパクトスタートアップ協会、新公益連盟、経済同友会による『「企業版ふるさと納税」の活用促進に向けた提言』（2024 年 7 月）で行っている。

¹¹ アメリカでは、コロナ禍の際、法人の寄附金控除について、「課税所得の 10%」から「課税所得の 25%」に引き上げた経緯。



(日本版DAF導入に向けて)

アメリカでは、公益発展に向けた寄附の仕組みとして、ドナー・アドバイズド・ファンド(DAF)があり、これがアメリカの寄附金マーケットの中心を担っている。具体的なスキームは、①寄附者がDAF運営機関(内国歳入庁登録の公益団体)に資金等を拠出する、②DAF運営機関は、①の資金等を運用するほか、寄附者の指示に基づいてNPO等のソーシャルセクターに寄附するという仕組みになっている¹²。その際、企業はDAF運営機関に資金等を拠出すれば、即全額の税控除が享受できる。

日本で寄附金マーケットがさらに拡大していくには、DAFのような寄附の仕組みが検討に値する。今後、日本版DAFの導入に向けて、法制度や税制優遇制度の検討などが進むことを期待したい。

5. おわりに

わが国は格差が少ない社会と言われてきたが、所得の不平等さを0~1で表すジニ係数(0:完全平等、1:完全不平等)について、G7各国の水準をOECDの調査でみると、日本は「0.34」と2018年の0.33からほぼ横ばいで比較

¹² 詳しくは、大西たまき「米国ドナー・アドバイズド・ファンドの実用に関する体系的調査と日本への適用の可能性」(信託研究奨励金論集第45号<2024.11>)参照。

的平等とされる範囲（0.25～0.35）にあるものの、アメリカ（0.39）、イギリス（0.37）に次ぐ水準が続いている。

このような資本主義の生み出したひずみは、政府や自治体による「公助」だけで補うにはあまりに大きすぎる状況となっている。経済同友会は目指すべき社会の要素として、「国民すべてが安心と安全を実感できる社会」を掲げている。それを実現するための活動として「七本の架け橋」の活動を進めていく方針にあるが、架け橋の一つとして、「豊かさと幸福の実感」を掲げており、その実現にはソーシャルセクターの積極的な活動が不可欠と考えている。

今回、本提言の内容について、一部のNPOにヒアリングをしたところ、期待の声が聞かれた（参考参照）。今後のソーシャルセクターの積極的な活動を資金面から支援すべく、企業からソーシャルセクターへの円滑な資金供与の実現に向けて、経済同友会はインパクトスタートアップ協会、新公益連盟と連携して関係先への働き掛けも含めて積極的に取り組んでいく。

以 上

(参考：資金調達等にかかるNPOの声)

(認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ)

事業内容	<ul style="list-style-type: none">・「こども食堂の支援を通じて、誰も取りこぼさない社会をつくる」をビジョンにかかげ、全国に1万カ所以上増加するこども食堂及び各地域におけるこども食堂の支援団体（地域ネットワーク団体。47都道府県に設立。市町村等の団体も含めると約500程度）への資金的・非資金的支援を行うほか、企業団体との協働事業や調査研究事業を行っている
資金調達面での課題	<ul style="list-style-type: none">・NPO全体として活動資金が単年度の助成金・補助金や寄附が中心。このため、管理的経費、組織基盤及び人材への投資に必要な資金が確保しづらい・寄附金収入の割合が高い団体ほど、金融機関等からの融資を受けにくい（寄附金が安定した返済原資とみられない）という構造的課題も抱える・こども食堂支援は社会に大きく貢献している一方、個々のこども食堂の成果の可視化が難しく、資金調達面での課題になっている
今回のスキームへの期待	<ul style="list-style-type: none">・企業の内部留保を出捐金として活用することは、従来の寄附とは異なるスキームとして期待したい・本スキームでの資金は中長期的な経営課題にも対応可能と考えられ、NPO事業の継続性・発展性につながる

(認定NPO法人 Learning for All)

事業内容	<ul style="list-style-type: none">・「経済的困窮を主因とした様々な困難を抱える子ども」の課題を本質的に解決するために、「一人に寄り添う：居場所づくりおよび学習支援の運営」「仕組みを広げる：中間支援」「社会を動かす：調査研究、政策提言」という3つの事業を推進・この3事業にて「現場でのモデル化～中間支援での事例拡大～政策提言での仕組み化」という循環をつくり、社会構造自体の変革も視野に入れた課題解決を目指している
資金調達面での課題	<ul style="list-style-type: none">・既存事業を安定的に運営しつつ、新たな挑戦に向かい続ける土台の形成が課題・そのために、直接的な寄附以外にも継続的な資金調達策を見出したいと考えているが、いまだ確固たる方策は見出せていない
今回のスキームへの期待	<ul style="list-style-type: none">・ビジネスセクターからソーシャルセクターへの新たな資金提供方法として期待したい・内部留保や自社株式の活用は有力な手段であるものの、NPO1社での交渉にはハードルが高く、今回の提言でそうした機運が生まれることを望みたい

2026年3月

共助資本主義の実現委員会

ボードメンバー

(敬称略 順不同)

(インパクトスタートアップ協会)

代表理事 米 良 はるか (READYFOR 代表取締役 CEO)
代表理事 水 野 雄 介 (ライフイズテック 代表取締役 CEO)
正会員 坪 井 俊 輔 (サグリ 代表取締役 CEO)

(新公益連盟)

共同代表理事 小 沼 大 地 (NPO 法人クロスフィールズ 共同創業者・代表理事)
共同代表理事 李 炯 植 (新公益連盟 理事、NPO 法人 Learning for all 代表理事)
理事 岡 本 祥公子 (認定 NPO 法人サービスグラント 代表理事)

(経済同友会)

委員長 高 島 宏 平 (オイシックス・ラ・大地 取締役社長)
委員長 井 上 ゆかり (日本ケロッグ 代表職務執行者社長)
委員長 大 西 健 丞 (ピースウィンズ・ジャパン 代表理事)
委員長 程 近 智 (ベイヒルズ 代表取締役)
副委員長 斎 藤 祐 馬 (デロイト トーマツ ベンチャーサポート 取締役社長)
副委員長 齋 藤 立 (シグマクシス 常務執行役員)
副委員長 高 橋 飛 翔 (ナイル 取締役社長)
副委員長 恒 田 有希子 (フォースタートアップス 代表取締役 COO)
副委員長 曄 道 佳 明 (上智学院 理事)
副委員長 藤 井 輝 夫 (東京大学 総長)
副委員長 藤 沢 久 美 (国際社会経済研究所 理事長)

(オブザーバー)

藤 沢 烈 (一般社団法人 RCF 代表理事)
伏 見 崇 宏 (ICHI COMMONS CEO/Founder)
五十嵐 剛 志 (KIBOW 社会投資ファンド インベストメント・プロフェッショナル 公認会計士)

(インパクトスタートアップ協会 事務局)

小 池 克 典 (インパクトスタートアップ協会 事務局長)
高 橋 朗 (インパクトスタートアップ協会 事務局)
大 瀬 友 美 (インパクトスタートアップ協会 事務局)

(新公益連盟事務局)

加 藤 健 (新公益連盟 事務局長)

中堂 蘭 咲 良 (新公益連盟 事務局)

(経済同友会事務局)

宮 崎 喜久代 (経済同友会 執行役)

海老原 康 弘 (経済同友会 政策調査部 上席調査役)

三 浦 雅 央 (経済同友会 政策調査部 プログラム・オフィサー)

町 田 正 英 (経済同友会 政策調査部 プログラム・オフィサー)

里 直 樹 (経済同友会 政策調査部 プログラム・オフィサー)

江 畑 颯一郎 (経済同友会 政策調査部)